

リモート検査運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民サービスの向上に資するため、消防法（昭和23年法律第186号）又は上越地域消防事務組合火災予防条例（昭和47年条例第12号。以下「条例」という。）の規定に基づく現地調査による検査（以下「現地検査」という。）のうち、消防吏員が行う現地検査によらなくてもインターネットを通じて実施する検査方法及び管理運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領の用語は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 携帯型電子機器 ICT（情報通信技術）を活用したスマートフォン、タブレットその他電子機器をいう。
- (2) リモート検査 インターネットに接続された携帯型電子機器を用いた検査手法をいう。
- (3) 検査員 現地検査を行う消防吏員をいう。
- (4) 関係者等 防火対象物の関係者又は関係者から委託された消防設備士若しくは電気工事士等をいう。

(リモート検査の対象範囲)

第3条 リモート検査の対象範囲は、関係者等からリモート検査の申し出があり、かつ、別表で定める「リモート検査の対象範囲」に該当する場合に限り実施するものとする。ただし、検査員がリモート検査による実施が困難であると判断した場合は、現地検査を実施するものとする。

- 2 危険物施設その他可燃性蒸気等の滞留するおそれのある場所における検査は、前項に規定するもののほか、別記「非防爆携帯型電子機器使用に係るガイドライン」によることとする。

(リモート検査の方法)

第4条 リモート検査は、インターネットに接続された携帯型電子機器を用いて検査に立ち会う関係者等から検査員へ情報を送信するものとする。

- 2 検査員は、検査項目について確認するため関係者等に対し必要な指示を与えるものとする。
- 3 前二項に規定するもののほか、別で定める「リモート検査マニュアル」のとおりとする。

(再検査)

第5条 リモート検査を実施した結果、検査員が当該検査では検査項目の確認ができないと判断した場合は、改めて現地検査を実施するものとする。

- 2 リモート検査を実施した結果、当該検査項目に不備があった場合は、是正完了後、再度リモート検査を実施するか若しくは写真又は動画の提出により是正状況を確認するものとする。
- 3 前項により是正を確認することが困難な場合は、改めて現地検査により是正状況を確認するものとする。

(個人情報の取扱い)

第6条 検査員は、リモート検査の業務を行うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び上越地域消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の定めるところにより個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 検査員は、リモート検査を実施する場合、関係者等に対し、次に掲げる事項を指導するものとする。
 - (1) 事前に関係者の了承を得ること。
 - (2) 公衆無線LANでの通信は行わないこと。
 - (3) 使用する端末には十分な電子情報セキュリティの確保に努めること。

(管理運用責任者)

第7条 リモート検査を適切に実施するため、予防課に管理運用責任者を置く。管理運用責任者は、予防課長とする。

- 2 検査員は、リモート検査を実施する場合、あらかじめ管理運用責任者にその旨を報告しなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、別で定める「上越地域消防局Web会議システム運用要領」のとおりとする。

(その他)

第8条 消防吏員は、現地検査において必要があるときは、携行した携帯型電子機器を用いて予防課へ情報を送信することができる。

- 2 前項の実施については、第6条及び第7条の規定を準用する。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

別表

リモート検査の対象範囲

防火対象物	
消防法第 17 条の 3 の 2 に基づく消防検査のうち、次の各号に該当するもの	
・ 新築を除く、既存の防火対象物に関わる消防検査	
・ 消防検査のうち、軽微な工事以外の検査で以下に該当するもの	
対 象	検査内容
消火器	増設、移設及び取替え
スプリンクラー設備	ヘッドの増設、移設及び取替え
自動火災報知設備	受信機、中継器の取替え（15 回線を超えるものを除く）
	感知器の増設、移設及び取替え
消防機関へ通報する火災報知設備	本体の取替え（回線変更を伴うものを除く）
非常警報設備	【非常ベル・自動式サイレン】 構成機器の増設、移設及び取替え
	【放送設備】 スピーカーの増設、移設及び取替え
避難器具	増設、移設及び取替え
誘導灯	増設、移設及び取替え
その他	上記に掲げるもののほか、消防機関側がリモートでの消防検査が可能と判断できるもの
条例の規定による届出に基づく検査のうち、次に該当するもの	
・ 新築を除く、既存の防火対象物に関わる消防検査	
対 象	検査内容
条例第 48 条	防火対象物の使用開始の届出等
条例第 49 条	火を使用する設備等の設置の届出
条例第 50 条	火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出
条例第 51 条	指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等
その他	上記に掲げるもののほか、消防機関側がリモートでの消防検査が可能と判断できるもの
是正確認	
危険物施設	
消防法第 11 条第 5 項に基づく完成検査（完成検査に基づく中間検査を含む）	
是正確認（消防法第 11 条第 5 項、第 16 条の 5 に限る）	

非防爆携帯型電子機器使用に係るガイドライン

令和8年9月18日

上越地域消防局

1 ガイドラインの目的

消防法による電気設備は、電気事業法に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」の規定によるほか、可燃性蒸気又は微粉（以下、可燃性蒸気等という。）の滞留するおそれのある場所の電気設備については、危険場所に応じた防爆構造の機器の使用が定められている。

<参照>

製造所等の危険場所で防爆構造を適用する範囲

- ・「引火点が 40℃未満の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合」
- ・「引火点が 40℃以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し又は取り扱う場合」
- ・「可燃性微粉が滞留するおそれのある場合」

しかし、技術革新の進歩が著しい昨今、AI（人工知能）やビッグデータ、ロボット技術等を活用した対応は必要不可欠であり、ICT（情報通信技術）の活用に向けた非防爆型タブレット等の携帯型電子機器（以下、非防爆携帯型電子機器という。）を製造所等への導入に向けた動きがある。

このことから、可燃性蒸気等が滞留していない状態を確認すること等、非防爆携帯型電子機器を安全に活用するための本ガイドラインを策定するものである。

2 非防爆携帯型電子機器の使用について

（１）防爆構造の適用範囲においては、下記内容等を施設の形態に応じて講ずること。

ア 設置された固定ガス検知器又は非防爆携帯型電子機器の操作者自らが携帯するポータブルガス検知器等により、可燃性蒸気等がないことが容易に確認できること。

イ 十分な換気排気が常時行われ、可燃性蒸気等が滞留するおそれのない室内等であること（例として、爆発下限値（LEL）の 25%未満を保持等）。

ウ バッチ工程又は定期修理工事等により、危険物の貯蔵又は取り扱いがなく、危険雰囲気を生成するおそれがない状態であり、上記アにより可燃性蒸気等がないことが容易に確認できること。

（２）可燃性蒸気等の発生異常時における安全措置については、下記内容等を施設の形態に応じて講ずること。

ア ガス検知器等が反応した場合、非危険場所又は内圧室等の安全が確保された場所に退避すること。

イ 可燃性蒸気等との接触を避けるため、非防爆携帯型電子機器を BOX 等に投入退避させること。

ウ 計器室等で可燃性蒸気等の発生を覚知した際、非防爆携帯型電子機器の操作者に対しスピーカー等により即座に連絡すること。

- エ 計器室等からの遠隔操作により、非防爆携帯型電子機器本体にインターロック等の制御機能を備えること。
- (3) 事業所全体で非防爆携帯型電子機器の管理体制を整えること。
 - ア 非防爆携帯型電子機器をリスト等に整備しておくこと。
 - イ 各非防爆携帯型電子機器をどの危険場所で使用するかを、管理側及び操作側の双方が周知しておくこと。
- (4) 「給油取扱所において機器を使用する場合の留意事項等について」（平成 30 年 8 月 20 日消防危第 154 号通知）のとおり、下記のいずれかの規格に適合する非防爆携帯型電子機器については、使用可能である（上記 2（1）から（3）の措置をとらなくてもよい）。
 - ア 国際電気標準会議規格（IEC）60950-1
 - イ 日本産業規格（JIS）C6950-1（情報技術機器－安全性－第 1 部：一般要求事項）
 - ウ 国際電気標準会議規格（IEC）62368-1
 - エ 日本産業規格（JIS）C62368-1（オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－第 1 部：安全性要求事項）

3 使用上の留意事項

- (1) 非防爆携帯型電子機器を持ち込む危険場所を書類等で事前に確認すること。また、可燃性蒸気等が発生した場合の退避場所等も事前に確認すること。
- (2) 計器室等の管理する者と非防爆携帯型電子機器を操作する者が、常に連絡が取れる体制が整っているか事前に確認すること。
- (3) 肩掛け紐付きカバー等により、非防爆携帯型電子機器の落下防止措置を講ずること。
- (4) 危険物の取り扱い作業中の者が同時に非防爆携帯型電子機器の操作を行わないこと。
- (5) 非防爆携帯型電子機器の使用、動作の不具合が発生した場合、その場で修理等の措置を行わず、非危険場所等の安全が確保された場所に対応すること。
- (6) 火災、危険物の流出事故や可燃性蒸気等が発生した場合は、直ちに非防爆携帯型電子機器の使用を中止し、非危険場所への早急な退避措置等を行い、安全が確認されるまでの間、当該携帯機器を使用しないこと。
- (7) 非防爆携帯型電子機器の操作者等の関係者に対し、操作方法や危険要因等について十分な教育を実施すること。
- (8) 製造所等で使用する場合は、次のアからウに掲げる事項について、予防規程の添付書類等で明らかにすること。ただし、当該事項について社内規定等に定めがある場合は、予防規程から社内規定等に委任することができる。
 - ア 非防爆携帯型電子機器の仕様、保護措置
 - イ 非防爆携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制
 - ウ 非防爆携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置（危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 1 項第 11 号関係）

リモート検査マニュアル

「リモート検査運用要領」のリモート検査の方法について、以下のとおり定める。

1 リモート検査運用要領

- (1) Zoom
- (2) その他、双方で協議した動画通信機能

2 検査方法

- (1) 検査日程の予約を消防用設備等設置届出書の提出時もしくは電話で行う際、リモート検査を希望する旨及び連絡先（メールアドレス及び電話番号）を検査員に伝える。
※着工届から図面に変更がないものや消防が現有する資料で設置位置がわかるものについては、設置届の提出前に検査を実施することができる。この場合、検査後同日中に設置届を提出すること。
- (2) 「リモート消防検査チェックリスト」で実施環境を確認する。
- (3) 検査予定時刻前に、検査を予約した消防署から連絡先へ招待メールを送信する。
- (4) ツールを開き、ミーティングIDとパスコードを入力し通信確認を行う。
※端末にZoomアプリをインストールする必要がある。
- (5) 現場検査と同様に、消防から確認項目を指示しリモート検査を実施する。

3 動画通信機能の設定要領



4 個人情報及び機密情報漏洩防止について

- (1) 消防と関係者等は、双方ともに情報漏洩防止を徹底すること。
- (2) リモート消防検査を実施する場合、関係者等は事前に防火対象物の管理権原者等の了承を必ず得ること。
- (3) フリーWi-Fiでの通信は行わないこと。
- (4) Zoomは、常に最新版を使用するようバージョンの更新を行うこと。
- (5) 使用する端末には、必ずセキュリティソフトをインストールすること。

リモート消防検査チェックリスト

番号	注意事項	チェック欄
1	Zoom アプリが最新版となっていることを確認してください。	
2	防火対象物の関係者にリモート検査を実施する了承を得てください。	
3	防火対象物周辺の通信状況が良好であることを確認してください。	
4	情報セキュリティの関係上、フリーWi-Fi は使用しないでください。	
5	リモート検査中は、個人情報等の情報漏洩防止に努めてください。	
6	検査開始時刻までに Zoom ミーティングに入室してください。入室していない場合は、検査員から連絡いたします。	

※注意事項を確認し、チェック欄に○を記載